行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
	有限会社Second Lin ·運輸(法人番号 ·芝60002202640) 代表 者川崎満也	岡山県井原市高屋町340番 地1		岡山県井原市高屋町340番 地1	輸送施設の使用停止 (110日車) 及び文書警告	第17条第1項第1号、同	令和3年1月28日、同年3月11日及び同年3月24日、情報提供を端緒として監査を実施。10件の 這反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれの ある乗務禁止違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則(以下「安全規則)第3条第6項)、(2) 整備管理者の変更未届出違反(安全規則第3 条の2)、(3)事業用自動車の定期点検整備の記 錢養務違反(安全規則第7条第5項)、(5)建 發養務違反(安全規則第7条第5項)、(6)連の記 録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)連行記録計に去記録義務違反(安全規則第8条第1項、(8)車転看10条第1項)、(8)連転者に対する指導監督義 違反(安全規則第10条第1項)、(8)連転者に対 宣下(安全規則第10条第1項)、(8)連転者に対 宣下(安全規則第10条第1項)、(8)連転者に対 宣下(安全規則第10条第1項)、(6)特定の記録 違近(安全規則第10条第1項)、(10)特定 全規則第10条第2項)、(10)特定 全規則第10条第2項)	11	11
20211104	株式会社高速トラフィッ グ(法人番号 12600011011) 代表 者森山祐枝	岡山県岡山市南区浦安本 町94番地1	本社営業所	岡山県岡山市南区浦安本町94-1	輸送施設の使用停止 (85日車) 及び文書警告	第17条第1項第1号、同 項第2号及び同条第4項	令和2年10月15日及び同年12月17日、情報提供を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の適守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則別)第3条第4項人(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務集止違反(安全規則第3条第6項)、(3)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の2)、(4)事業用自動車の定期点校整備記録の保存義務違反(安全規則第3条の2)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記錄事項義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記錄事項義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記錄事項義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記錄事項義務違反(安全規則第7条第1項)、(10)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	9	9
	株式会社DDカンパニー (法人番号 7260001017449) 代表 者山本大策	岡山県倉敷市茶屋町早沖 1414	本店営業所	岡山県倉敷市茶屋町早沖 1414	輸送施設の使用停止 (70日車) 及び文書警告	第17条第1項第2号及び 同条第4項	令和2年11月18日、令和3年2月10日及び同年3月1日、信報提供を端緒として監査を実施。6件 の違反が認められた。(1)事業用自動車の定期 点検整備義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(2)整 備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3 条の4)、(3)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第3 条の4)、(4)運輸者台帳の配載事 項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運行電者の講習受 転者に対する指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)、(6)運行管者の講習受講義務違 反(安全規則第23条第1項)	7	7

20211117		岡山県倉敷市児島稗田町 2651番地	本社営業所	岡山県倉敷市児島稗田町 2651番地の2	輸送施設の使用停止 (100日車)及び文書警 告	第17条第1項第1号、同 項第2号及び同条第4項	令和2年9月11日及び令和3年6月24日、情報提供を端緒として監査を実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物られた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則)第3条第項()(以等線項(以下等金規則)第3条第項()(以等域域)等等項()(以等域域)等等的第名へのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項、(3)整備管理者の変更届出義務違反(安全規則第3条の2)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の配錄義務違反(安全規則第7条第1項及等2項)、(7)乗務等の記錄車者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(1)運転者台帳の記載事者終違反(安全規則第9条の5節1項)、(1)地位,20世級表別。(12)地位,20世級表別。(12)地位,20世級表別。(12)地位,20世級表別。(12)地位,20世級表別。(12)地位,20世級表別。(13)地位,20世級表別,20世級表別。(13)地位,20世級表別,20世級	10	10
20211119	ヤマト運輸株式会社(法 人番号1010001092605) 代表者長尾裕	東京都中央区銀座2丁目16 番10号	広島舟入南営 業所	広島県広島市中区舟入南2 丁目5-19	輸送施設の使用停止 (60日車)		令和3年6月24日、当該事業者より無車検運行 を行った旨の自己申告を受けたことを端緒とし て監査を実施。1件の違反が認められた。無車 検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3条の2)	6	6